

療育手帳と個人番号の紐付け誤り及び情報連携の停止について

1 概要

療育手帳は、知的障がいがあると判定された方に交付される手帳で、手帳をお持ちの方は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや、各自治体や民間事業者が提供するサービスを受けることができます。

この度、療育手帳情報と個人番号の紐付けの点検を行っていたところ、一部で誤った手帳情報と紐付けられていた事案が判明しました。

2 事案の経緯・内容

6月20日付けの国からの通知に基づき、療育手帳と個人番号の紐付け状況の確認を行ったところ、7月6日に紐付けの誤りがあることが判明しました。

①県内の療育手帳交付人数	12,530人 (R5.3.31時点)
②上記①のうち個人番号との紐付け済みの人数	8,279人
③上記②のうち誤って紐付けがされている人数 (誤りの内訳)	2,336人 (R5.7.11確認時点)
ア 本人の手帳情報と別人の手帳情報が重複して紐付けがあった人数	2,328人
イ 別人の手帳情報の紐付けがあった人数	8人

3 原因

県障がい福祉課において、令和4年10月に、療育手帳情報と個人番号との紐付け登録を行うシステムを通して紐付けのデータ登録を行いました。手帳情報を登録用データ様式へ転記する際に入力の誤り（データの複写・貼付けミス）がありました。

そのため、直ちに修正した情報を再度登録し直しましたが、誤りのあった最初の登録用データを削除していなかったため、手帳情報が重複して紐付けされたり、最初の誤った紐付けだけが残ったままの事案が発生しておりました。（別紙参照）

4 情報連携の停止

現在、国の通知に従い、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳を含めた障害者手帳と個人番号の紐付け点検を行っておりますが、今回、療育手帳について誤りが判明したことから、宮崎県が所管しているすべての療育手帳と個人番号との情報連携を令和5年7月8日（土）午後2時に停止いたしました。

今後、紐付け誤り事案の確認及び正しい紐付けの訂正を行った後、情報連携を再開いたします。

5 個人が特定される情報の流出等

今回の紐付け誤りによる個人番号、氏名等の個人が特定される情報の流出は確認されておられません。

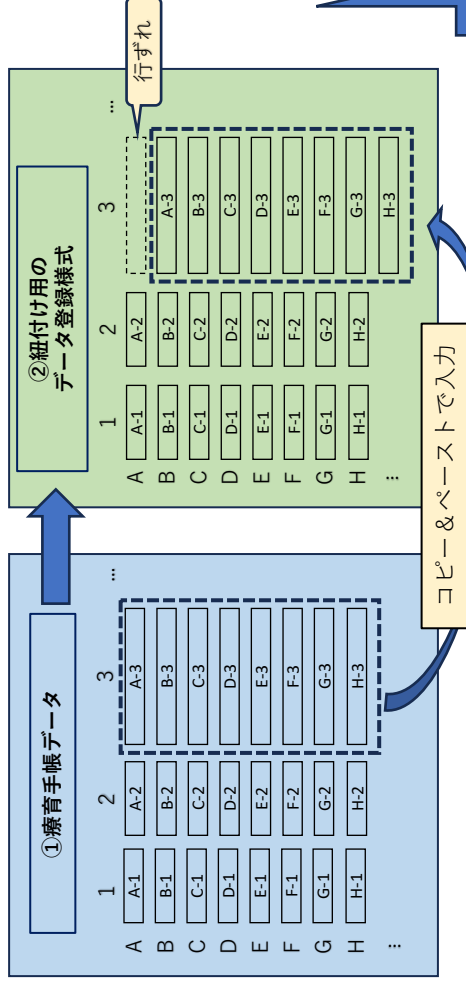
<参考>マイナポータルで閲覧できる手帳情報

- ・療育手帳番号
- ・交付年月日（返還年月日・再交付年月日）
- ・障害程度
- ・次回判定年月日
- ・旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分

※ 個人番号、氏名、住所、生年月日等の個人が特定できる情報は含まれません。

療育手帳情報と個人番号の紐付けデータ登録の誤りについて

(1回目登録) データをコピーした際に行ずれが生じていた。



(2回目登録) 誤って入力したことに気づき再度登録しなおした。

